

神戸市「国際みなと経済特区」変更案 新旧対照表

変更事項	現行	変更後
<p>本文 4「構造改革特別区域の特性」 (1)自然的、経済的、社会的条件</p>	<p>略</p> <p>産業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、既存産業の高度化及び新産業の誘致・育成のため、高度な技術力や日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致を進めており、「国際経済拠点地区(ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区)」では、外国・外資系企業誘致のための税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や<u>施設整備</u>(神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、<u>ひょうご投資サポートセンター</u>等)などの施策により、外国・外資系企業の集積を目指しており、現在、神戸市内に本社を置く外国・外資系企業は、P & G社や日本イーライリリー社など大手企業を含め、60社以上に達している。 <p>～ 略</p> <p>生活文化面</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国・外資系企業の誘致に関連して、外国人にとっての暮らしやすさという面でも神戸には優位性がある。旧居留地の創設以来、外国人子弟の教育機関、外国語の通じる医療機関、各種の宗教施設、外国人コミュニティ・社交クラブなど、外国人が住みやすい生活インフラが充実している。たとえば国際学校は神戸市内に9校あり、合計2,600人余りの生徒が通学している。 <p>国際協力の分野でもWHO神戸センターや神戸アジア都市情報センター、国際協力事業団(JICA)兵庫国際</p>	<p>産業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市は、既存産業の高度化及び新産業の誘致・育成のため、高度な技術力や日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致を進めており、「国際経済拠点地区(ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区)」では、外国・外資系企業誘致のための税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や<u>施設整備・サポート体制の拡充</u>(神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、<u>ひょうご・神戸投資サポートセンター</u>等)などの施策により、外国・外資系企業の集積を目指しており、現在、神戸市内に本社を置く外国・外資系企業は、P & G社や日本イーライリリー社など大手企業を含め、60社以上に達している。 <p>生活文化面</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国・外資系企業の誘致に関連して、外国人にとっての暮らしやすさという面でも神戸には優位性がある。旧居留地の創設以来、外国人子弟の教育機関、外国語の通じる医療機関、各種の宗教施設、外国人コミュニティ・社交クラブなど、外国人が住みやすい生活インフラが充実している。たとえば国際学校は神戸市内に9校あり、合計2,600人余りの生徒が通学している。 <p>国際協力の分野でもWHO神戸センターや神戸アジア都市情報センター、国際協力事業団(JICA)兵庫国際セ</p>

<p>(2)他地域と異なる取扱をする必要性</p>	<p>センターといった国際協力機関が存在する。また神戸市は、全国でも先導的な留学生に対する支援施策として、奨学金の支給や住宅の提供、<u>特に中国アジアの優秀で意欲のある留学生OBの起業・就業支援</u>などに取り組んでいる。</p> <p>略</p> <p>～ 略</p> <p>特区として認定を申請している地域については、神戸市内の他の地域と比較して、次のような特性がある。</p> <p>「ロジスティクスハブ拠点」の対象となる地域は、特区の中核となる神戸港のエリアであり、神戸の港湾機能の集積地である。うち一部は、国土交通省からリサイクルポートの指定を受けるなど、「総合静脈物流拠点」の対象となっている。「国際経済拠点」の対象となる地域は、県、市が協調して税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や<u>施設整備</u>(神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、<u>ひょうご投資サポートセンター</u>等)などの施策を行い、外国・外資系企業の集積を目指している。税財政支援を含めたインセンティブや施設整備、外国・外資系企業の誘致に取り組むなど、産業・研究機関の集積が進んでいる。また、今回新たに重点拠点として指定する「国際・ビジネス人材育成拠点」の対象となる地域においては、多様な教育ニーズが高まる中で、近年、専修学校等の教育機関が多く立地し、大学などの既存の教育機関の機能を補完しながら、特に実学面において高い能力を有し、神戸経済の担い手となる有能な人材育成が図られつつある。</p>	<p>ンターといった国際協力機関が存在する。また神戸市は、全国でも先導的な留学生に対する支援施策として、奨学金の支給や住宅の提供、<u>特に日中ビジネスを行う優秀で意欲のある留学生およびOBの起業化支援</u>などに取り組んでいる。</p> <p>特区として認定を申請している地域については、神戸市内の他の地域と比較して、次のような特性がある。</p> <p>「ロジスティクスハブ拠点」の対象となる地域は、特区の中核となる神戸港のエリアであり、神戸の港湾機能の集積地である。うち一部は、国土交通省からリサイクルポートの指定を受けるなど、「総合静脈物流拠点」の対象となっている。「国際経済拠点」の対象となる地域は、県、市が協調して税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や<u>施設整備・サポート体制の拡充</u>(神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、<u>ひょうご・神戸投資サポートセンター</u>等)などの施策を行い、外国・外資系企業の集積を目指している。税財政支援を含めたインセンティブや施設整備、外国・外資系企業の誘致に取り組むなど、産業・研究機関の集積が進んでいる。また、今回新たに重点拠点として指定する「国際・ビジネス人材育成拠点」の対象となる地域においては、多様な教育ニーズが高まる中で、近年、専修学校等の教育機関が多く立地し、大学などの既存の教育機関の機能を補完しながら、特に実学面において高い能力を有し、神戸経済の担い手となる有能な人材育成が図られつつある。</p>
---------------------------	--	--

<p>5「構造改革特別区域計画の意義」 (3)国際経済拠点の構築</p>	<p>神戸は、開港以来、外国の文化・産業が日本の他の地域に先駆けて導入されてきた地域であり、歴史に培われた豊かな文化性、市場の開放性、洗練された人々の感性などを背景に、明治以来ニュービジネスが次々と興ってきた地域である。しかし近年は、神戸経済を支えてきた造船、鉄鋼、化学、機械といった基幹産業が衰えてきており、それと歩みを同じくして港湾産業も低迷しつつある。また、産業構造転換の遅れにより構造的に新たなビジネスを生み出しにくい状況が、とりわけ阪神・淡路大震災により顕在化してきた。こうした状態を打開するためには、既存産業の高度化及び新産業の誘致、育成が急務である。本市では、K I M E C 構想に基づく情報化施策により、<u>I T 産業</u>の集積や市内産業の高度化、情報化等に取り組むとともに、新産業創造研究機構（N I R O）を中核として、国内外の大学・研究機関と連携しての産学共同研究、関西の大学等の研究者とのネットワークを活用し、研究成果を特許化して企業に提供する技術移転事業（T L O）等を実施するなど、既存産業の高度化と新産業の創造を促進し、研究成果等を活用した市内中小製造業者への技術移転を進めている。</p> <p>新産業、新技術を開発し、それを事業化していくうえで、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致は、神戸の産業全体の底上げ、そして眠っている神戸企業の起業家精神を呼び起こすという意味で非常に重要な施策である。本市では、成長分野企業やベンチャー企業をはじめとする外国・外資系企業等の立地・集積を促進すべく、県と協調して独自のインセンティブ制度を設け、さらに「<u>医療産業都市構想</u>」や「<u>上海・長江交易促進プロジェクト</u>」等の推進など、自助と自立の精神をもって企業</p>	<p>神戸は、開港以来、外国の文化・産業が日本の他の地域に先駆けて導入されてきた地域であり、歴史に培われた豊かな文化性、市場の開放性、洗練された人々の感性などを背景に、明治以来ニュービジネスが次々と興ってきた地域である。しかし近年は、神戸経済を支えてきた造船、鉄鋼、化学、機械といった基幹産業が衰えてきており、それと歩みを同じくして港湾産業も低迷しつつある。また、産業構造転換の遅れにより構造的に新たなビジネスを生み出しにくい状況が、とりわけ阪神・淡路大震災により顕在化してきた。こうした状態を打開するためには、既存産業の高度化及び新産業の誘致、育成が急務である。本市では、K I M E C 構想に基づく情報化施策により、<u>I C T 産業</u>の集積や市内産業の高度化、情報化等に取り組むとともに、新産業創造研究機構（N I R O）を中核として、国内外の大学・研究機関と連携しての産学共同研究、関西の大学等の研究者とのネットワークを活用し、研究成果を特許化して企業に提供する技術移転事業（T L O）等を実施するなど、既存産業の高度化と新産業の創造を促進し、研究成果等を活用した市内中小製造業者への技術移転を進めている。</p> <p>新産業、新技術を開発し、それを事業化していくうえで、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致は、神戸の産業全体の底上げ、そして眠っている神戸企業の起業家精神を呼び起こすという意味で非常に重要な施策である。本市では、成長分野企業やベンチャー企業をはじめとする外国・外資系企業等の立地・集積を促進すべく、県と協調して独自のインセンティブ制度を設け、さらに「<u>神戸医療産業都市構想</u>」や「<u>上海・長江交易促進プロジェクト</u>」等の推進など、自助と自立の精神をもって</p>
--	---	---

<p>6「構造改革特別区域計画の目標」 (3)国際経済拠点の構築 8行目</p>	<p>誘致の推進及び経済活性化に取り組んでおり、産学官が連携しての知的ネットワークの形成を進め、知識創造型の経済社会を構築していく。</p> <p>「外国人研究者受入れ促進事業(501～503)」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業(507)」は、神戸に集う研究者や、<u>IT分野</u>をはじめとするベンチャー企業の活動から生まれる知識と地元企業の知恵や熱意を結集して産業化し新たな価値を創造するという、いわば21世紀の「<u>知の居留地</u>」を創る試みを実現するうえで必要な規制の特例であり、その実施によって既存産業の高度化や新産業・成長産業の立地を促進し、経済の本格復興を目指す。</p> <p>・「国際経済拠点」においては、KIMEC構想に基づく情報化施策により、<u>IT産業</u>の集積や市内産業の高度化、情報化等に取り組むとともに、新産業創造研究機構(NIRO)をはじめ多くの研究機関が集積し、国内外の大学・研究機関と連携しての産学共同研究や、研究成果を特許化して企業に提供するTLO事業等を進めており、また研究開発と成果の事業化を促進するため、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業について、市・県が独自のインセン</p>	<p>企業誘致の推進及び経済活性化に取り組んでおり、産学官が連携しての知的ネットワークの形成を進め、知識創造型の経済社会を構築していく。</p> <p>「外国人研究者受入れ促進事業(501～503)」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業(507)」は、神戸に集う研究者や、<u>ICT分野</u>をはじめとするベンチャー企業の活動から生まれる知識と地元企業の知恵や熱意を結集して産業化し新たな価値を創造するという、いわば21世紀の「<u>知の居留地</u>」を創る試みを実現するうえで必要な規制の特例であり、その実施によって既存産業の高度化や新産業・成長産業の立地を促進し、経済の本格復興を目指す。</p> <p><u>「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」は、支店等開設のため、来日した外国企業の社員が、一時帰国をすることなく、開設準備から事業開始まで連続して行うことにより、事業の迅速な立ち上げと初期費用の低減を図るうえで必要な規制の特例である。これらの実施によって、外国のICT企業等新規成長産業分野の企業や資金余力に乏しいベンチャー企業の立地促進や既存産業の高度化を促進し、経済の本格復興を目指す。</u></p> <p>・「国際経済拠点」においては、KIMEC構想に基づく情報化施策により、<u>ICT産業</u>の集積や市内産業の高度化、情報化等に取り組むとともに、新産業創造研究機構(NIRO)をはじめ多くの研究機関が集積し、国内外の大学・研究機関と連携しての産学共同研究や、研究成果を特許化して企業に提供するTLO事業等を進めており、また研究開発と成果の事業化を促進するため、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業について、市・県が独自のインセ</p>
--	--	---

<p>(4)国際・ビジネス人材育成拠点の構築</p>	<p>タイプを付与するなどして集積を進めている。「外国人研究者受入れ促進事業(501～503)」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)」「外国人情報処理技術者受入れ促進事業(507)」の規制の特例を活用して、地域内に多数集積している研究機関や関連事業を行う機関等に優秀な外国人研究者やIT分野等の技術専門家、外国人ビジネスマン等を招致し、市独自の研究開発・技術移転促進施策や外国・外資系企業誘致施策との相乗効果で、IT企業をはじめとする成長分野企業やベンチャー企業の立地を促進する。</p> <p>即戦力となる有能な人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT技術の進歩、交通手段の高速化、低コスト化等に伴ない、人、もの、金、情報の流れの面においてますますグローバル化が進んでいる昨今、企業においても時代のニーズに的確に対応し、ビジネス面における企画力、スキル、ビジネスマナー等、幅広い知識と教養を兼ね備え、即戦力となる人材を求める傾向が一層強くなってきている。このような企業ニーズに応え、またグローバル化が進む神戸経済を一層発展させるために、柔軟で特色あるカリキュラムに基づき、高度な専門能力とビジネスに対する豊かな感性を持った人材育成のできる株式会社立大学の立地を推進し、神戸の企業競争力の強化につなげていく。 	<p>ンタイプを付与するなどして集積を進めている。「外国人研究者受入れ促進事業(501～503)」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)」「外国人情報処理技術者受入れ促進事業(507)」の規制の特例を活用して、地域内に多数集積している研究機関や関連事業を行う機関等に優秀な外国人研究者やIT分野等の技術専門家、外国人ビジネスマン等を招致し、市独自の研究開発・技術移転促進施策や外国・外資系企業誘致施策との相乗効果で、IT企業をはじめとする成長分野企業やベンチャー企業の立地を促進する。<u>加えて、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」の規制の特例を活用して、これまで以上に外国企業を呼び込むことで、新規成長分野の企業の集積と既存産業の高度化を促進させ、合わせて国際性豊かで多様な人材が共存する神戸ならではの魅力ある社会を実現する。</u></p> <p>即戦力となる有能な人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT技術の進歩、交通手段の高速化、低コスト化等に伴ない、人、もの、金、情報の流れの面においてますますグローバル化が進んでいる昨今、企業においても時代のニーズに的確に対応し、ビジネス面における企画力、スキル、ビジネスマナー等、幅広い知識と教養を兼ね備え、即戦力となる人材を求める傾向が一層強くなってきている。このような企業ニーズに応え、またグローバル化が進む神戸経済を一層発展させるために、柔軟で特色あるカリキュラムに基づき、高度な専門能力とビジネスに対する豊かな感性を持った人材育成のできる株式会社立大学の立地を推進し、神戸の企業競争力の強化につなげていく。
----------------------------	--	--

<p>7「構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果（特別区域全体）」 11行目</p>	<p>(3) <u>神戸市内の外国・外資系企業店数は、震災直後の平成8年度に55社であったが、その後、「神戸起業ゾーン条例（現神戸エンタープライズゾーン条例）」の施行や「ひょうご投資サポートセンター」の設置など地元独自の取り組みによって、平成13年末には62社になっている。国際経済拠点の構築により、外国人研究者・ビジネスマンの来訪・交流を活発にすることで、外国・外資系企業の立地促進（目標：年間10件程度の誘致）及び研究開発成果の産業への移転をさらに促進する。（目標：年間10件程度の研究成果の産業化）</u> <u>その結果、平成14年度～17年度の4年間で、外国・外資系企業の新規誘致40件と、経済の活性化により、神戸市全体で2万人の雇用創出を目指す。</u></p>	<p>(3) <u>神戸市内の外国・外資系企業の本店数(神戸市把握分)は、震災直後の平成8年度に55社であったが、その後、「神戸起業ゾーン条例（現神戸エンタープライズゾーン条例）」の施行や「ひょうご投資サポートセンター」、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」の設置など地元独自の取り組みによって、平成17年末には82社になっている。国際経済拠点の構築により、外国人研究者・ビジネスマンの来訪・交流を活発にすることで、外国・外資系企業の立地促進（目標：年間10件程度の誘致）及び研究開発成果の産業への移転をさらに促進する。（目標：年間10件程度の研究成果の産業化）</u> <u>その結果、平成14年度～17年度の4年間で、神戸市全体で2万人の雇用創出を目指すとともに、これからの神戸づくりの指針として平成17年6月に策定した「神戸2010ビジョン」の中で目標とした、平成22年までに外国・外資系企業の本社数100社を目指す。</u></p>
<p>8「特定事業の名称」</p>	<p>(1)～(2) 略 (3)国際経済拠点 外国人研究者受入れ促進事業（501～503） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504） 外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507） (4) 略</p>	<p>(3)国際経済拠点 外国人研究者受入れ促進事業（501～503） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504） 外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507） <u>地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）</u></p>
<p>9「構造改革特別区域において実施し又はその実</p>	<p>(1)～(2) 略 (3) 国際経済拠点関係 ・独自施策による外国・外資系企業誘致促進及び経済活性化施</p>	<p>(3) 国際経済拠点関係 ・独自施策による外国・外資系企業誘致促進及び経済活性化施</p>

<p>施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項」 11 行目</p>	<p>策 市のエンタープライズゾーン条例、県の産業集積条例により、外国・外資系企業に対する税の減免やオフィス賃料補助などの優遇策を実施する。 <u>パイロットエンタープライズゾーンの設定により、医療関連産業を対象に、10 年間、土地の貸付料を免除し、産業集積を図る。</u></p> <p>ビジネスライフサポート窓口の設置により、外国・外資系企業の立地後のアフターフォローとして、情報提供や手続援助、企業間のネットワーク形成支援などを行い、外国・外資系企業の定着を図る。</p> <p><u>__神戸国際マルチメディア文化都市構想(K I M E C プロジェクト)の推進により、I T 産業の活性化と I T 関連企業の集積を図る。</u></p> <p><u>__医療産業都市構想により、関西の産学連携のもと、ポートアイランド(第 2 期)を中心に、高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、医療関連産業の集積を図り、市民福祉の向上、神戸経済の活性化、国際社会への貢献を目指す。</u></p> <p><u>__上海・長江交易促進プロジェクトにより、目覚ましい発展を遂</u></p>	<p>策 市のエンタープライズゾーン条例、県の産業集積条例により、外国・外資系企業に対する税の減免やオフィス賃料補助などの優遇策を実施する。 <u>「ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸」との連携により、外国・外資系企業に対して、一時的貸しオフィスの提供、常駐アドバイザーによる各種コンサルティング、実務経験豊富な人材によるきめ細かい立地支援などのサポートを実施し、外国・外資系企業誘致の促進を図る。</u></p> <p>ビジネスライフサポート窓口の設置により、外国・外資系企業の立地後のアフターフォローとして、情報提供や手続援助、企業間のネットワーク形成支援などを行い、外国・外資系企業の定着を図る。</p> <p><u>ジェットロ等と連携して、東京での外資系企業誘致セミナーを開催することにより、首都圏の外資系企業の神戸への 2 次進出を促進する。</u></p> <p><u>兵庫県の「ひょうご・神戸投資サポートセンター」との連携により、外国・外資系企業に対して、ビジネス及び生活面の情報提供、専門家による立地支援、地元企業とのビジネスマッチングなど、外国・外資系企業の立地を推進する。</u></p> <p><u>__神戸国際マルチメディア文化都市構想(K I M E C プロジェクト)の推進により、I C T 産業の活性化と I C T 関連企業の集積を図る。</u></p> <p><u>__神戸医療産業都市構想により、関西の産学連携のもと、ポートアイランド(第 2 期)を中心に、高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、医療関連産業の集積を図り、市民福祉の向上、神戸経済の活性化、国際社会への貢献を目指す。</u></p> <p><u>__上海・長江交易促進プロジェクトにより、目覚ましい発展を遂</u></p>
--	---	---

<p><別紙 6 ></p>	<p>げる上海・長江経済圏と神戸・阪神経済圏の交易・交流を促進し、ポートアイランド（第2期）の「新たな中国人街」等に、中国地方政府事務所や中国民間企業等の集積を図る。</p> <p><u>神戸FAZ（「輸入の促進及び対内投資の円滑化に関する臨時措置法」）計画の推進により、輸入促進基盤施設の整備や輸入関連事業の支援等を行い、特定集積地区において輸入関連事業者の集積促進を図る。</u></p> <p><u>平成17年度に開港予定の神戸空港により、人・物・情報・文化の交流拠点として活用し、産業の集積や雇用の増大を図る。</u></p>	<p>げる上海・長江経済圏と神戸・阪神経済圏の交易・交流を促進し、ポートアイランド（第2期）の「新たな中国人街」等に、中国地方政府事務所や中国民間企業等の集積を図る。</p> <p><u>平成18年2月に開港する神戸空港を、人・物・情報・文化の交流拠点として活用し、産業の集積や雇用の増大を図る。</u></p> <p><別紙 6 ></p> <p><u>1. 特定事業の名称</u> <u>地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）</u></p> <p><u>2. 当該規制の特例措置を受けようとする者</u> <u>当該特区の国際経済拠点地区において「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当し、かつ当該地区内で支店等を開設又は勤務しようとする外国人</u></p> <p><u>3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日</u> <u>特区計画の認定後、直ちに適用開始。</u></p> <p><u>4. 特定事業の主体</u> <u>(1) 当該特区の国際経済拠点地区において「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当し、かつ当該地区内で支店等を開設又は勤務しようとする外国人</u> <u>(2) 事業が行われる区域</u></p>
----------------------	---	--

		<p><u>当該特区の国際経済拠点（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮、東部新都心）区域</u></p> <p><u>(3) 事業の開始時期</u> 特区計画の認定日から</p> <p><u>(4) 事業により実現される行為</u> <u>事業の迅速な立ち上げと初期費用の低減が可能となり、ICT企業等新規成長産業分野の外国企業の立地や地元産業の高度化、活性化を促進できる。</u></p> <p><u>(5) 特定した施設の提供主体に関する情報</u> <u>名称：三宮ベンチャービル</u> <u>所在地：〒650-0083 神戸市中央区浜辺通4丁目1-23</u> <u>所有者：㈱カワサキライフコーポレーション 他</u> <u>当該施設のうち特例措置を受けようとする部分：</u> <u>1階から9階のうち以下の部屋について指定</u> <u>102, 108, 205～208, 212, 213, 215, 222, 223, 226, 303, 305, 308, 311～313, 318, 321～323, 402, 403, 406～408, 410, 412, 413, 417, 422, 423, 425, 501, 503, 505～508, 511, 512, 520, 521, 523, 526, 603, 611, 615～618, 620～623, 625, 626, 703, 705～707, 711, 712, 716～718, 722, 723, 725, 801～803, 805～807, 815, 817, 818, 820, 823, 901, 903, 905, 906, 908, 911～913, 915, 925, 926</u> <u>対象者：神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助</u></p>
--	--	--

		<p><u>金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた、外国企業が入居するビルとして、神戸市が指定。</u></p> <p><u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」別添資料のとおり</u></p> <p><u>名称：I P S X S O U T H</u></p> <p><u>所在地：〒650-0085 神戸市中央区八幡通1丁目1-14</u></p> <p><u>所有者：門屋合資会社</u></p> <p><u>当該施設のうち特例措置を受けようとする部分：</u></p> <p><u>3階から9階のうち以下の部屋について指定</u></p> <p><u>301～303, 401～403, 501～503,</u></p> <p><u>601～604, 701～705, 801～805,</u></p> <p><u>901～905</u></p> <p><u>対象者：神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業</u></p> <p><u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた、外国企業が入居するビルとして、神戸市が指定。</u></p> <p><u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」別添資料のとおり</u></p> <p><u>名称：I P S X E A S T</u></p>
--	--	---

		<p>所在地：<u>〒650-0086 神戸市中央区磯上通4丁目3-10</u> 所有者：<u>門屋合資会社</u> 当該施設のうち特例措置を受けようとする部分： <u>6階から8階のうち以下の部屋について指定</u> <u>601～611, 701～712, 801～812</u></p> <p>対象者：<u>神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業</u> <u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた、外国企業が入居するビルとして、神戸市が指定。</u> <u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」別添資料のとおり</u></p> <p>名称：<u>建洋ビル</u> 所在地：<u>〒650-0024 神戸市中央区海岸通5丁目2-2</u> 所有者：<u>(有)建隆プロパティ</u> 当該施設のうち特例措置を受けようとする部分： <u>1階から2階のうち以下の部屋について指定</u> <u>101, 201～207</u></p> <p>対象者：<u>神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業</u> <u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた、外国企業が入居するビルとして、神戸市が指定。</u></p>
--	--	---

		<p style="text-align: center;"><u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」</u> <u>別添資料のとおり</u></p> <p>名称：<u>コフィオ 神戸元町</u> 所在地：<u>〒650-0012 神戸市中央区北長狭5丁目2-19</u> 所有者：<u>谷口 年子 他</u> 当該施設のうち特例措置を受けようとする部分： <u>2階から6階のうち以下の部屋について指定</u> <u>201, 308, 403, 410, 411, 507,</u> <u>510, 609</u></p> <p>対象者：<u>神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助</u> <u>金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助</u> <u>金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積</u> <u>による経済及び雇用の活性化に関する条例」</u> <u>に定める国際経済交流事業に該当する外国企</u> <u>業</u></p> <p><u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に</u> <u>基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた、外</u> <u>国企業が入居するビルとして、神戸市が指定。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」</u> <u>別添資料のとおり</u></p> <p><u>5. 当該規制の特例措置の内容</u> <u>規制の特例措置に該当することを判断した根拠</u></p> <p><u>(1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確</u> <u>実で当該事業の実施が特区内の</u> <u>産業の発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本</u> <u>邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所</u> <u>の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区</u> <u>内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体</u></p>
--	--	---

		<p>が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今回特例措置の適用を申請している区域である「国際経済拠点」は、平成15年4月に認定を受けた「国際みなと経済特区」において、「外国人研究者受入れ促進事業(501～503)」及び「入国・在留諸申請優先処理事業(504)」の適用を受けるとともに、地元の独自施策としても、本市の「神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例」及び兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」により、外国・外資系企業の誘致にあたって独自の税財政支援などのインセンティブを付与している。</u> ・ <u>また、「国際経済拠点」内のポートアイランド第2期には、本市の外郭団体である(財)神戸市都市整備公社が、主に外国・外資系企業に対して、WAM(Warehouse:倉庫、Assembly:組立Manufacturing:製造)スペース、研究・開発用のラボスペースとオフィスをひとつのビルに配置し、研究・開発や製造、営業、流通、事務管理など、多様な業務を集約することが可能な「神戸国際ビジネスセンター(KIBC)」を整備し、低廉なオフィス賃料で提供しており、26社(平成17年10月現在)の外国・外資系企業が入居している。</u> ・ <u>他にも、国際経済拠点内には、ポートアイランド2期に「神戸キメックセンタービル」や「神戸インキュベーションオフィス」、六甲アイランドに「神戸ファッションマート」、そして市街地に「神戸商工貿易センタービル」などの、本市の外郭団体が運営する公的テナントビルが整備され、これらが外国・外資系企業の受け皿としての機能も担っている。</u>
--	--	---

		<p>・ <u>一方、特に「医療・健康・福祉」「情報・通信」など新規成長分野の事業を行うため、国際経済拠点のテナントビルへ事業拠点を設けようとする外国・外資系企業に対しては、兵庫県と協調してオフィス賃料を補助する優遇制度を設けている。</u></p> <p><u>(賃料の1/2、限度額：月1,500円/m²、年間200万円、3年間 1)</u></p> <p><u>1：うち、外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱に基づき、神戸市が賃料の1/4、限度額：月750円/m²、年間100万円、3年間。</u></p> <p><u>うち、産業労働部補助金要綱に基づき、兵庫県が賃料の1/4、限度額：月750円/m²、年間100万円、3年間を、外国企業に対してそれぞれ補助する。</u></p> <p>・ <u>この、オフィス賃料補助は、公的テナントオフィスだけでなく、民間テナントオフィスにも適用されるが、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」の適用を受けるとともに、本市としても補助要綱による書面審査を受けることとしている。(補助実績25社:平成17年11月現在)</u></p> <p>・ <u>つまり、民間事業者が運営するテナントオフィスについても、オフィス賃料補助を受けて外国・外資系企業が入居しようとする場合には、兵庫県とともに本市が厳正な審査を行い助成対象として認定しており、神戸市が助成の対象施設として指定しうる施設と考えている。</u></p> <p>・ <u>一方、テナントオフィスを管理する民間事業者は、オフィス賃料補助を受けて入居しようとする外国・外資系企業がある場合に、兵庫県とともに本市が厳正な審査を行うため、公的信用力を担保として、入居しようとする企業と</u></p>
--	--	---

		<p><u>スムーズに賃貸借契約を結ぶことができるメリットがある。</u></p> <p><u>・ このように、本市は、指定された外郭団体が経営する公的テナントオフィスが整備され、そしてオフィス賃料補助制度により、本市が関与し指定することになる民間テナントオフィスも加わり、この特例措置が必要とする外国・外資系企業が事業を行う拠点となる、事業所の確保を支援することができる条件を満たしている。</u></p> <p><u>[要件]</u></p> <p><u>・ 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）</u></p> <p><u>名称：三宮ベンチャービル</u></p> <p><u>当該施設三宮ベンチャービルはオフィスを 92 室を備えているが、そのうち現在 3 室が空室となっているため賃貸借が可能である施設として同室を指定する。</u></p> <p><u>名称：I P S X S O U T H</u></p> <p><u>当該施設 I P S X S O U T H はオフィスを 28 室を備えているが、そのうち現在 5 室が空室となっているため賃貸借が可能である施設として同室を指定する。</u></p> <p><u>名称：I P S X E A S T</u></p> <p><u>当該施設 I P S X E A S T はオフィスを 35 室を備えているが、そのうち現在 3 室が空室となっているため、賃貸借が可能である施設として同室を指定する。</u></p> <p><u>名称：建洋ビル</u></p> <p><u>当該施設建洋ビルはオフィスを 8 室を備えているが、そのうち現在 2 室が空室となっているため、賃貸借が可能である施設として同室を指定する。</u></p> <p><u>名称：コフィオ 神戸元町</u></p>
--	--	---

		<p><u>当該施設コフィオ 神戸元町はオフィスを8室を備えているが、そのうち現在1室が空室となっているため、賃貸借が可能である施設として同室を指定する。</u></p> <p><u>・地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。</u></p> <p><u>神戸市は、下記のオフィス賃料補助対象施設を当該事業拠点として指定しており、その際、所有者からは、誓約書を別添のとおり提出させている。</u></p> <p><u>外国法人からの誓約書については、「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」を添付して省略する。</u></p> <p><u>名称：三宮ベンチャービル</u></p> <p><u>名称：IPSX SOUTH</u></p> <p><u>名称：IPSX EAST</u></p> <p><u>名称：建洋ビル</u></p> <p><u>名称：コフィオ 神戸元町</u></p> <p><u>・本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。</u></p> <p><u>当該外国企業が、オフィス賃料補助の交付申請書を提出する際、「オフィス賃貸借契約書」の写しを添付書類として提出させているので、交付を決定次第、当該「オフ</u></p>
--	--	--

		<p><u>イス賃貸借契約書」の写しを、本市から速やかに入国管理局から指定された官署に提出する。</u></p> <p><u>なお、施設を使用することができなくなった場合における措置については、下記の賃貸ビルのいずれかを斡旋できるようにビル所有者の内諾を得ている。</u></p> <p><u>賃貸ビル1：神戸商工貿易センタービル</u></p> <p><u>賃貸ビル2：神戸キメックセンタービル</u></p> <p><u>賃貸ビル3：神戸ファッションマート</u></p> <p><u>賃貸ビル4：神戸インキュベーションオフィス</u></p> <p><u>賃貸ビル5：神戸国際ビジネスセンター</u></p> <p><u>・本邦に入国後、3ヶ月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。</u></p> <p><u>当該外国企業は、事業開始前にオフィス賃料補助の交付申請手続きを行うので、その際を含め適宜状況を調査のうえ、指定された期日までに入国管理局から指定された官署に報告書を提出する。</u></p> <p><u>・当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力をを行うこと。</u></p> <p><u>当該外国企業が、所定期間内に事業を開始しない場合には、その状況を調査のうえ、入国管理局から指定された官署にその旨の報告書を提出するとともに、入</u></p>
--	--	--

		<p><u>国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国等を含め必要な情報の提供を行う。また、オフィス賃貸借契約書の解約手続きなど事務手続き面でのサポート等を行う。</u></p> <p><u>(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積すると見込まれること。</u></p> <p><u>・ 本市では、日本にはない高度な技術や優れた経営ノウハウを持つ、外国・外資系企業を誘致することにより、神戸の既存産業の高度化及び活性化、新産業の誘致・育成を目指している。</u></p> <p><u>[外国人に住みやすい生活環境]</u></p> <p><u>・ 神戸は豊かな自然環境に囲まれ、また古くから港湾都市として発展してきた歴史をもつ多様な文化が融合する国際都市として、現在121カ国・約45,000人の外国人が住んでいる。(平成17年10月現在)</u></p> <p><u>・ そのため、高規格の外国人向け住宅や、英語での対応が可能な病院が多数存在し、市内には9つの外国人学校があるなど、外国人の子女の教育環境面でも非常に高い評価を得ている。</u></p> <p><u>・ 加えて、神戸国際コミュニティセンターをはじめとする国際交流施設が充実し、在住外国人のコミュニティー組織や外国人を支援するボランティア団体も多く、地域との交流・連携も活発である。</u></p> <p><u>[先進的なプロジェクト]</u></p> <p><u>・ 震災からの創造的復興を目指して、先進的なプロジェクトである、「神戸医療産業都市構想」及び「上海・長江交易促進プロジェクト」を推進している。</u></p>
--	--	--

		<p><神戸医療産業都市構想></p> <p><u>21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図るため、ポートアイランド第2期を中心に「先端医療センター」「理化学研究所神戸研究所」等の中核施設を整備するとともに、国内外の医療関連企業の集積と起業化の促進等を図るプロジェクトで、次世代の医療システムの構築を通して、既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の活性化、医療サービス水準の向上による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術向上などによる国際社会への貢献を目指している。</u></p> <p><u>(ポートアイランド第2期への医療産業関連企業の集積 81社 内外国・外資系企業 13社 平成17年11月現在)</u></p> <p><上海長江交易促進プロジェクト></p> <p><u>成長著しい上海・長江流域経済圏と神戸・阪神経済圏の交易・交流を促進することにより、経済再生の一つの突破口を開こうとするプロジェクトで、現在はポートアイランド第2期に、日中ビジネスを積極的に展開しようとする国内外の企業が集積するまち「新たな中国人街」の形成を推進している。</u></p> <p><u>(日中ビジネス関連企業の集積 39社 平成17年11月現在)</u></p> <p><u>[充実した優遇措置・サポート体制]</u></p> <p><u>本市のエンタープライズゾーン条例、兵庫県の産業集積条例により、外国・外資系企業に対して、税の減免やオフィス賃料補助などの優遇策を提供している。</u></p>
--	--	---

		<p><u>（オフィス賃料補助実績 25社 平成17年11月末）</u></p> <p><u>ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸（IBSC神戸）では、神戸への対日投資の拠点として、外国・外資系企業に対して、一時的貸しオフィスの提供、常駐アドバイザーによる各種コンサルティング、実務経験豊富な人材によるきめ細かい立地支援などのサポートを実施している。</u></p> <p><u>（進出支援実績 4社 平成16年度）</u></p> <p><u>ひょうご・神戸投資サポートセンターでは、外国・外資系企業に対して、ビジネス及び生活面の情報提供、専門家による立地支援、地元企業とのビジネスマッチングなど、兵庫県と連携して外国・外資系企業の立地の推進している。</u></p> <p><u>（進出支援実績 73社（平成11年度～平成17年度末まで）</u></p> <p><u>・ このような、「外国人に住みやすい生活環境」「先進的なプロジェクト」「充実した優遇措置・サポート体制」などにより、これまで市内に立地した外国・外資系企業は、本社を置く企業が82社、支店等も含めると134社に達している。</u></p> <p><u>（神戸市把握分 平成17年12月1日現在）</u></p> <p><u>・ 今後も先進的なプロジェクトである「神戸医療産業都市構想」及び「上海・長江交易促進プロジェクトの進展、「ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸（IBSC神戸）」「ひょうご・神戸投資サポートセンター」等と連携した企業誘致を積極的に展開することにより、さらなる外国・外資系企業の集積が見込まれる。</u></p>
--	--	---

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

・ 誘致した外国・外資系企業が、その後順調にビジネスを展開し、神戸に定着して産業振興に寄与してもらうには、立地後のきめ細やかなフォローアップが不可欠である。

・ そこで、本市では、「ビジネスライフサポート事業」として、日本の法律・各種手続や生活文化等に不慣れな外国・外資系企業のニーズに応じた、各種ワンストップサービスを提供している。

・ 具体的には、外国・外資系企業のニーズにきめ細かく把握するため個別訪問の実施、ビジネス、生活の両面にわたる情報提供、個別相談、法律や会計、各種手続など専門家による無料相談、といった支援事業を実施している。

・ 一方、「神戸医療産業都市構想」関連では、これまで「先端医療センター」、理化学研究所の「発生・再生科学総合研究センター」などの中核施設を整備し、医療関連企業の誘致スピードを加速させる一方で、既に進出している企業と、優れたものづくり技術をもつ地元中小企業との出会いの機会を創出している。

・ 具体的には、進出企業と地元企業とのビジネスミーティングを開催するとともに、進出企業の自主組織である「メドコロボ神戸」を設立して、進出企業同士の交流も図っている。

・ 17年度は、新たに、「神戸医療産業都市コンソーシアム事業化推進補助」を創設するとともに、(財)先端医療振興財団により、17年4月に設置されたクラスター

		<p><u>推進センターによる商品企画段階から知的財産・薬事相談の段階までのトータルサポート体制を取ることで、進出企業との共同研究を促進しており、今後は、ビジネスミーティングの相手を市外・外国企業に広げ、さらなる出会いの機会を創出する予定である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>また、平成17年11月に竣工した、神戸医療機器開発センター(メデック)に設置する中小企業機器開発コーナーに、地元中小企業の活動拠点を設け、入居する医療関連企業、施設を利用する企業や専門医師との交流の場を設定し、医療機器の開発・改良・試作の際に発生するニーズ・シーズのマッチングを行い、取引機会の創出と共同研究開発の実現を図っている。</u> ・ <u>このように、これまで誘致した外国・外資系企業に対して、出会いの場を積極的に設け、取引や共同研究・開発のチャンスを増やし、特に医療関連企業には、薬事や知的財産についてサポートするとともに、他の特定事業とあわせて「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」を活用することで、より一層、外国・外資系企業の誘致促進による神戸経済の活性化という「国際みなと経済特区」の目的を効果的に達成することができる。</u>
--	--	--